

# 静内都市計画（新ひだか町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## I. 都市計画の目標

### 1. 基本的事項

#### （1）目標年次

この方針では、静内都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

#### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

静内都市計画区域	市町名	範囲	規模
	新ひだか町	行政区域の一部	約 1,577 ha

## 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域の南部に位置しており、日高山脈を背に前面は太平洋に面しており、恵まれた自然に囲まれ、市街地は海岸沿いの静内川流域の低地部を中心に形成されてきた。

産業については、農林漁業を基幹として始まり、その後木材の加工業や軽種馬関連産業並びに商業等の成長を背景に発展を遂げてきたが、基幹産業である木材産業の衰退により、市街地内に未利用地が発生している状況にあり、土地の有効利用が課題となっている。

また、モータリゼーションの進展や商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口減少と高齢化等を背景に、既存商店街や国道沿いに空店舗が点在しており、中心市街地の活性化が課題となっている。

新ひだか町では、「みんなでつくる希望にあふれるまち！」をテーマに、「協働・連携」「創造・挑戦」「自主・自立」「持続・安定」を基本理念として、「誰もが参加できるまちづくり」「快適で安全・安心な生活環境づくり」「健康で、生きがいのある暮らしづくり」「地域資源を生かした安定的な経済基盤づくり」「町の将来を支える心豊かな人づくり」「安定した行財政基盤づくり」という将来のまちづくりの目標を掲げている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進展することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

## II. 区域区分の決定の有無

### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、世帯数については、ほぼ横ばいに推移しているが、人口は減少の傾向を示し、産業については一部回復が見受けられるが、全体的に停滞している状況であり、今後と

もこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後も未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR 静内駅を中心として発展し、3・4・2号大通（国道 235 号）及び 3・4・3号ときわ通（主要道道平取静内線）沿道に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口減少による市街地の空洞化や、既存商店街と大型商店街の競争激化が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地については、静内古川町地区、静内青柳町地区、静内御幸町地区及び 3・4・3号ときわ通（主要道道平取静内線）沿道に配置し、新たな住宅地の需要には未利用地の活用を図るとともに、地域利便施設の誘導を図る。
- ・専用住宅地は、静内柏台地区及び静内清水丘地区に低層住宅を主体として配置し、これらの地区に立地する老朽化した公営住宅については建替えを進め、住環境の向上を図る。

##### ② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・2号大通（国道 235 号）と 3・4・4号御幸通（一般道道静内停車場線）の交差点を中心として配置し、老朽建築物の更新や空地・空き店舗等の活用、道路等都市基盤の整備、建築物の更新とあわせた街並みの整備を行う。
- ・沿道商業業務地は、中心商業業務地に隣接する 3・4・2号大通（国道 235 号）沿道の一部に配置し、サービス施設等の立地を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地の静内海岸町地区及び静内木場町地区には、主に木材関連工場を配置し、静内神森地区には、主に軽工業を配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で、今後も未利用地等の活用による土地利用の維持を図る。

##### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

静内末広町地区西側は、住宅地と比較的規模の大きい未利用地が混在しており、今後の土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直し等により、周辺の土地利用との整合を図る。

## (2) 市街地の土地利用の方針

### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

古くから住宅地となっている地区のうち、静内御幸町地区や静内緑町地区等の住宅が密集した地区については、災害に強い住環境を形成するため、道路整備等と併せて住宅地の再編を検討し、安心して暮らせる生活環境づくりを図る。

### ② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地を流れる二級河川古川周辺に残される緑や水辺等の自然環境について、今後も適切な保全を図る。

## (3) その他の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、暴風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地、等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 用途地域の指定のない区域のうち、民間事業者の開発行為により既に住宅地が形成されている静内中野町地区及び静内神森地区の3・4・3号ときわ通（主要道道平取静内線）沿道について、住環境の向上を図るため、必要に応じて農林業との調整を図った上で用途地域を定める等、土地利用の整序を図る。
- ・ 用途地域の指定のない区域について、農業や軽種馬産業の振興及び潤いある都市環境の形成及び無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域では、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通

体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、街区が不整形であり、道路形状が悪いことから、防災面の視点を含めた道路網の形成に努める。

#### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.48 km/km <sup>2</sup>	2.89 km/km <sup>2</sup>

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 道路

- ・日高自動車道が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・2号大通（国道235号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号ときわ通（主要道道平取静内線、一般道道静内停車場線）、3・4・4号御幸通（一般道道静内停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

#### b 交通結節点等

- ・3・4・3号ときわ通（一般道道静内停車場線）にJR日高本線静内駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。
- ・総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るため、今後とも交通結節点機能を確保する。

### ③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

3・4・1号本町通（町道本町通線）、3・4・5号青柳通（町道青柳通線）、3・4・9号こうせい通（町道原条通線）及び3・4・10号旭中央通（町道旭1丁目1号線）の整備を促進する。

## (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

近年、都市化の進展に伴い、市街地の保水・遊水機能の低下等水循環機能に大きな変化が生じている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

#### ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

#### イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

### b 整備水準の目標

#### ア 下水道

下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で 76.1%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

#### イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

## ② 主要な施設の配置の方針

### a 下水道

静内公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、静内海岸町地区に処理場を配置する。

### b 河川

静内川、古川及び真沼津川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

## ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・真沼津川の河川改修を促進する。

## (3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備等に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

## 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

本区域は、市街地西側の丘陵樹林地、市街地内を流れる古川及び南東側の静内川とそれに連なる傾斜樹林地等を骨格とした層状型を基本とし、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

## (2) 緑地の配置の方針

### ① 緑地系統ごとの配置方針

#### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、静内川河川敷、古川公園及び真歌公園を配置する。

#### b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に、こうせい公園及び古川公園をそれぞれ配置し、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として真歌公園を配置するとともに、レクリエーション活動の促進となるよう静内川河川敷を配置する。

#### c 防災系統

災害時における避難地として古川公園、柏公園及びあおば公園を配置し、防災拠点として山手公園を配置する。

#### d 景観構成系統

郷土的景観を形成する静内神社境内の樹林地を保全し、歴史的景観を有する緑地として、真歌公園を配置する。

#### e その他の系統

静内花園地区に墓園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な土地を保全する。

### ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。  
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

## (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。